

(答申第158号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定において、打合せ記録計18件を特定し、平成30年度当初の山県市長と岐阜土木事務所長との打合せ記録を作成していないとして特定しなかったことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成31年4月10日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

国道256号高富バイパスの県と山県市（市長、副市長、理事、山県市職員）との打ち合せ記録一切（H30年度当初の山県市長と岐阜土木事務所長との打ち合せ記録を含む）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書計18件を特定し、条例第6条第1号及び第6号に該当する情報が記載されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年5月24日付け岐土第174号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和元年6月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和元年7月3日付け道建第101号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

平成30年度当初の山県市長と岐阜土木事務所長との打合せ記録を開示してほしい。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は、以下のとおりである。

(1) 平成30年度の打合せ記録が存在する理由について

条例に基づき県都市政策課から情報公開された「打ち合わせ結果整理票（平成30年6月6日）」によると、山州市の発言の2行目に、「年度当初の市長と岐阜土木所長との打合せにて」と明記されているため、打合せはあったはずである。

従って、その打合せ記録（以下「本件打合せ記録」という。）はないと県が困るので、岐阜県は、必ず公文書として所持していると考え。よくよく探してほしい。

(2) 本件打合せ記録が必要であることについて

条例に基づき県都市政策課から情報公開された「打ち合わせ結果整理票（平成30年5月7日）」及び岐阜土木事務所から情報公開された「打合せメモ（国）256号高富バイパス IC以北について（平成30年6月6日）」によると、山州市担当者にとっては、「完成2車線」は寝耳に水と思われる。よって、平成29年度までは、「都計4車線のままで暫定2車線」で事業を行う予定であったものを、平成30年度になり、平成30年度当初の山州市長と岐阜土木事務所長との打合せで、急に「完成2車線」に変わったと言える。

にもかかわらず、実施機関はこの打合せを意見交換の場と弁明しているが、平成30年度に国道256号が補助事業に採択され、山州市長と今後の進め方について、速やかに意思統一を図る必要があり、意見交換ではなく、打合せを行っていると思う。もし仮に「意見交換」ならば、「年度当初の市長と岐阜土木事務所長との打合せ」という表現にはならないはずである。

また、実施機関はこの打合せで「山州市の事業全般」について話が合ったとも弁明しているが、山州市の事業において、国道256号は、実施機関の言うように「県でも重点的に整備を推進している箇所」であり、話に入らないはずはない。

事実、令和元年6月の山州市議会での市長の答弁内容や「山州市（市長）も完成2車線を了承」した（打ち合わせ結果整理票（平成30年5月7日））とある部分は、対象公文書計18件の中にそのようなやり取りがあった記述がなく、予算がついた平成30年度当初の山州市長と岐阜土木事務所長との打合せにおいて、こうした内容についても含めて打合せされたはずである。

以上のとおり、平成30年度当初の時点で方針や状況が大きく変わっている以上、何らかの記録はあってしかるべきであり、単なる顔合わせでないことは容易に推測される。この事業は、マイナスばかりを住民に押し付けるものであり、税金が生きる計画にするためにも、転換点となった平成30年度当初の山州市長と岐阜土木事務所長との打合せ記録を開示してほしい。そうすれば、岐阜土木事務所長が山州市長にどう説明したかはっきりし、なぜ都市計画に反して道路を造るのか明白となる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

都市計画変更を行う場合、パーソントリップ調査により将来交通量を算定するが、これによると（仮）高富IC以北1.1km区間（以下「本件区間」という。）の平成42年の将来交通量は11,800台である。また、道路事業

の場合は交通量センサスにより将来交通量を算定するが、これによると本件区間の平成42年の将来交通量は11,500台である。道路の車線数を定める道路構造令によると、実施機関が定めた本件区間の規格の場合、交通量12,000台が4車線化の基準だが、信号の数が1km当たり2、3ある場合は、12,000台に0.8をかけ9,600台を基準とするよう記載がある。実施機関は、将来交通量推計の結果から2車線での整備が適していることを確認している旨主張しているが、道路構造令に基づいて車線数を定める場合、2車線では道路が造れないことになり、このままでは実施機関の誤った将来交通量推計の手法によってこの地区で安心して暮らせなくなってしまう。

また、実施機関は、完成4車線から完成2車線への計画変更の方針は、地元から概ねの理解を得ている旨主張しているが、山県市担当者は、「市長からは、何も理由の説明がない。都市計画を変更する理由がわからない。」と述べている。山県市長のみが都市計画を変更して完成2車線での整備を希望しており、山県市担当者は納得をしていない。山県市担当者が理解できないようでは、山県市民は、変更の理解ができず、変更に対して意見の言い様もない。

実施機関は、大桜地区国道256号高富バイパス建設促進委員会（以下「建設促進委員会」という。）からの要望書の提出や地元での説明会の実施を上記主張の根拠としている。しかし、建設促進委員会幹部は、県に対して4車線での早期整備・早期完成を求める要望書を提出したと述べている。また、実施機関は、説明会を西深瀬地区と桜尾地区とでしか行っておらず、都市計画法に基づき都市計画における意見を広く住民から聞いて都市計画に反映することが基本方針であるという県都市政策課の意見に反しており、都市計画の変更を行う説明会として妥当ではない。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

##### 2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

###### (1) 平成30年度当初の打合せ記録が存在しない理由について

県都市政策課作成の「打ち合わせ結果整理票（平成30年6月6日）」において、山県市職員の発言として、「年度当初の市長と岐阜土木所長の打合せにて、」と記載されている部分については、山県市長と岐阜土木事務所長は平成30年4月2日に岐阜土木事務所の所長室で面談（以下「本位面談」という。）しており、この点について争うものではない。

こうした面談は、特に土木事務所の所長が異動してきた際はよくあることであり、その内容は各自治体の道路、河川、砂防等と多岐にわたるのが一般的であって、これまでその記録は作成していない。本位面談の場合も、岐阜土木事務所に所長をはじめとした人事異動があったことを契機としており、その内容は、年度当初に通例的に行われる挨拶や山県市の国道256号を含

む事業全般に関する意見交換にとどまるものであって、当該事業実施の意思決定に何ら影響を及ぼすものでないため、その面談記録は作成しておらず、請求に係る公文書は保有していない。

(2) 本件打合せ記録が不要であることについて

本件区間は4車線で都市計画決定されているが、平成26年度に山県市長から県土整備部長へ、「都市計画を変更し2車線で整備したい」旨の相談があり、この相談を受けて、同年度より岐阜土木事務所にて設計業務を発注し、完成4車線から完成2車線への変更の可否についての検討を開始した。

しかし、国道256号の都市計画は東海環状自動車道と一連で決定・変更されていることから、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所、岐阜県、山県市の3者での調整が必要となり、平成27年度から平成29年度まで調整を行った。平成29年度に調整が完了したことを受けて、平成26年度に受けた山県市長からの相談を踏まえ、岐阜土木事務所より交通量推計等の業務を発注した。平成30年度に、岐阜土木事務所において交通量推計等の結果より本件区間の完成2車線での整備方針案を取りまとめ、大きな変更であることから県土整備部道路建設課に報告を行った。その後、平成30年8月に、完成2車線で整備を進めることについて県土整備部内での意思統一がなされた。

平成30年4月の本件面談当時は、そもそも交通量推計の結果がまだ出ていないため、整備方針が定められない状況であった。そのため、本件面談は、当事者がお互いの思いを意見として共有する意見交換の場としてしかあり得ず、意思決定を図ることを前提とした打合せとしてはし得なかった。

(3) 審査請求人のその他の主張について

まず、審査請求人の車線数の主張については、確かに、道路の車線数は、道路構造令に基づき決定されており、道路構造令によると、車線数の決定は交通量に基づくこととされている。本件区間については、1日に12,000台以上の交通量が見込める場合は4車線が必要となる。しかし、本件区間の交通量推計は1日11,500台という結果であったため、本件区間について道路構造令に基づき完成2車線での整備方針を採用することは、適切な方針である。

次に、審査請求人は、建設促進委員会から実施機関へ提出された要望書は、4車線での早期整備、早期完成を求める要望であると主張するが、要望書には4車線での早期整備という記述はない。

なお、地元からの意見については、説明会を2回実施した際、完成2車線での整備について多くの方から賛同を得ているが、一部の方から、車線数ではなく交差点位置や排水路の位置について要望を受けており、現在地元とも協議を進めているところである。

さらに、審査請求人は、平成30年に山県市主催で開催した都市計画の変更に関する説明会は、県都市政策課の意見に合致していないと主張しているが、山県市が平成30年に行った地元説明会は、都市計画変更の原案作成前

に地元の意見を伺うために行ったものと聞いており、県都市政策課の意見に該当する説明会は、山口市が今後開催する方向で、現在、県都市政策課と打合せを行っているところである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

まず、実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定」に記載のとおり特定した。この対象公文書計18件を特定した点については、審査請求人も特段不服を述べておらず、両者の間に争いはない。

次に、審査請求人は、本件打合せ記録の存在を前提に、本件処分を取り消し、公開することを求め、これに対し、実施機関は、本件面談があったこと自体は認めているものの、本件打合せ記録を作成していないため、特定していないと主張していることから、この点について以下検討する。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、「平成30年4月の本件面談の時点では平成30年度に発注した交通量推計の結果は出ておらず、車線数を2車線と決定することが論理的に困難な状況であった。そのため、本件面談で整備方針が変更されるということはありません。単に山口市長から2車線で整備を進めてほしいという要望という形で発言があったものと理解している。そして、完成2車線での整備方針は、平成30年8月に県土整備部内で意思統一を図った。」ということである。

これに対し、審査請求人は、県都市政策課作成の「打ち合わせ結果整理票（平成30年6月6日）」の文言や平成30年度に国道256号が補助事業に採択されたことなどから、平成30年度当初の本件面談が意見交換ではなく打合せであって、何らかの記録はあってしかるべきであると述べている。

しかし、審査請求人の当該主張は、本件打合せ記録の意義や必要性を示すにとどまり、実施機関が本件打合せ記録を公文書として現に保有していることを示すものとはいえない。

そうすると、完成2車線での整備方針について県土整備部内で意思統一を図ったのは、平成30年8月であって、それ以前の平成30年4月に行われた本件面談において本件区間の車線数についての意思決定が行われたとはいえず、本件打合せ記録を作成していないという実施機関の説明が、不自然・不合理であるとまでは認められない。

したがって、実施機関が打合せ記録計18件を特定し、本件打合せ記録を特定しなかったことは、妥当である。

### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記のほか、実施機関が行った交通量推計の手法が誤っていること、車線数変更について地元の理解が得られているという実施機関の認識は誤りであること、地元が提出した要望書の内容を実施機関が正確に理解して

いないこと、実施機関が行った地元説明会の開催方法に不備があること等を主張する。

しかし、こうした主張は、国道256号の道路工事に係る事業実施のあり方に対するものであって、審査請求人が公開を求める本件打合せ記録の存在を示すものではないから、審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和元年7月3日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年9月3日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和元年10月7日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和元年11月7日 （第165回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年11月26日 （第166回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和元年12月24日 （第167回審査会）	諮問事案の審議を行った。

### （参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）